

山口県在宅難病患者一時入院事業のご案内

～在宅で人工呼吸器をご使用の難病患者さんとそのご家族の方へ～

在宅の難病患者さんが、家族などの介護者の方の休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅で介護を受けることが困難になった場合に、一時入院することが可能な病床を確保することにより、患者さんの安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ります。

事業の内容

1 対象者：次に掲げる要件のすべてを満たす方を対象とします。

- (1) 山口県内にお住まいの方
- (2) 山口県の「特定医療費（指定難病）医療受給者証」をお持ちの方
- (3) 在宅で人工呼吸器（鼻マスクを含む）を装着している方
- (4) 家族等の介護者の病気治療や事故、冠婚葬祭又は休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅での介護が受けられなくなった方



2 一時入院施設

- ・山口県と契約した医療機関へ入院することができます。（裏面参照）
- ・申請時に希望をお伺いしますが、病床の空き状況等により、ご希望に添えない場合があります。

3 入院期間・回数

- ・1回あたり14日以内（同一年度において1人あたり28日以内）です。
- ・年度で28日以内であれば、入院回数に制限はありません。（例：14日間を2回）

4 入院費用（患者さんに負担いただく費用）

- ・医療保険の自己負担額（難病の医療受給者証、医療保険の利用可）
- ・入院施設への移送費用や差額ベッド代等の雑費



5 入院中のケア

- ・通常の入院と同様に、受入先の医療機関の医療や看護体制でのケアになります。患者さんの状況に応じたケアを可能な範囲で調整しますが、ご家族のケアとは異なりますので、ご自宅と同じように療養いただくことが難しい場合もあることを、あらかじめご了承ください。

6 その他

- ・県から一時入院医療機関に対して、受入日数に応じて委託料を支払います。
- ・入院中に病状悪化等があった場合は、主治医と相談の上、治療のために転院となる場合もあります。

7 お問い合わせ・申請先

◆事業利用に関するお問い合わせ・申請書提出先

〒755-8505 山口県宇部市南小串 1-1-1 山口大学医学部附属病院 C 棟 1 階

難病対策センター 難病診療連携コーディネーター

TEL：0836-85-3236 FAX：0836-85-3238

◆事業全般に関するお問い合わせ

山口県健康福祉部健康増進課 精神・難病班 TEL：083-933-2958

8 事業の流れ

①かかりつけ医療機関等へ相談

②申請書を記載
(様式第2号)

③難病対策センター（難病診療連携
コーディネーター）に申請書を提出



④入院決定のお知らせ



⑤入院



受入先の病院が決定しましたら、山口県より決定通知書にて御連絡いたします。

通知があった受入先の病院に入院ください。

受入医療機関への連絡・調整は、難病対策センターが行います。受入先の調整には一定の時間を要しますので、できるだけ希望日の2週間前までに相談・申請をお願いします。（緊急の場合を除く）

【一時入院受入医療機関】R8.8月現在 41 病院

所在地	医療機関名	所在地	医療機関名
岩国市	錦病院	山陽小野田市	山口労災病院
	岩国市立美和病院		小野田赤十字病院
	岩国みなみ病院		森田病院
	岩国市医療センター医師会病院	美祢市	美祢市立美東病院
柳井市	国立病院機構柳井医療センター	下関市	光風園病院
周防大島町	周防大島町立大島病院		国立病院機構関門医療センター
周南市	ホフ・ソシステム徳山医師会病院		西尾病院
	徳山病院		脳神経筋センターよしみず病院
	湯野温泉病院		安岡病院
光市	光市立光総合病院		山口県済生会下関総合病院
下松市	周南記念病院		下関市立豊田中央病院
防府市	緑町三祐病院		山口県済生会豊浦病院
	三田尻病院		長府病院
山口市	山口若宮病院	長門市	長門総合病院
	林病院		岡田病院
	総合病院山口赤十字病院	萩市	都志見病院
宇部市	尾中病院		萩市民病院
	宇部記念病院		玉木病院
	宇部中央病院	広島県大竹市	国立病院機構広島西医療センター
	セントヒル病院		
	宇部協立病院		
	宇部西川ビルディング病院		